

令和5年度前橋市まちなか開業支援補助金交付要項

令和5年11月2日から適用

<p>取扱担当課 前橋市役所にぎわい商業課商業振興係（前橋プラザ元気21 1F） 電話 027-210-2188 電子メールアドレス nigiwai@city.maebashi.gunma.jp</p>
---

この補助金の交付目的、内容、交付手続等は、次のとおりです。

交付目的	まちなかで、空き店舗等を利用して店舗やオフィスを開業する事業者の店舗等の改修費等の一部を支援することで、まちなかの新たな魅力創出を図るとともに、アーバンデザインを具現化することを目的とする。
内容	<p>用語の定義</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 対象区域 前橋市アーバンデザイン策定区域（別図参照）</li> <li>2 指定通り 前橋市アーバンデザインに基づく本市が指定する通り（別図参照）</li> <li>3 空き店舗等 入居者がいない店舗やオフィス</li> <li>4 昼間主 午前8時から午後3時までの間で2時間以上営業する事業者</li> <li>5 夜間主 上記昼間主以外の事業者</li> <li>6 定期診断 補助対象事業完了後の事業計画や経営内容について、開業日を起算日として6か月、12か月、18か月、24か月、36か月を経過する日の前後30日以内に（6か月後のみ60日以内も可とする）本市が指定する中小企業診断士により助言を受けること。なお、開業日から起算日して3年を経過する日までに申請者から要請があった場合、2回まで助言を行うことも可能となります。</li> <li>7 前橋市アーバンデザイン加速化事業 事業のデザイン性や困難度、店舗開業後の事業計画に関する本市が定める審査を受け、適合と認められた事業のこと。</li> </ol> <p>補助事業者</p> <p>次の全ての条件に該当するものとします。                  (1) 対象区域内の空き店舗等で新たに開業する事業者。                  (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定するもの（一部料理店等</p>

		<p>を除く) でないこと。</p> <p>(3) 別表に定める業種でないこと。(信用保証協会の保証対象外業種※令和2年5月15日の一部拡大前) ※農林、漁業、金融業、学校法人、宗教法人、LLP(有限責任事業組合)等は補助対象外。</p> <p>(4) 週4日以上かつ1日あたり2時間以上の営業する予定であること。</p> <p>(5) 同一年度に本補助金の交付決定を受けていないこと。</p> <p>(6) 前橋市アーバンデザインについて内容を理解していること。</p> <p>(7) 市税の滞納がないこと。</p> <p>(8) 許認可が必要な業種については、既に取得もしくは取得が確実と見込まれること。</p> <p>(9) 諸法令や公序良俗に反しないものであること。</p> <p>(10) 前橋市暴力団排除条例を遵守していること。</p>
補助の対象となる事業及び経費	1 対象事業	<p>次の全ての条件に該当するものとします。</p> <p>(1) 令和5年4月1日から令和6年2月29日までの間に交付申請した上で、令和6年3月31日までに開業し、報告を行うことができる事業であること。</p> <p>(2) 対象経費について他の補助金の交付を受けない事業。</p> <p>(3) 対象区域内の指定通りに面する1階の空き店舗等で開業する場合又は診断・審査を希望する場合は、以下の条件に該当するもの。</p> <p>ア 本市が指定する中小企業診断士により補助対象事業としての可否を診断し、可と判断されること。補助対象事業として否と判断された場合は1度に限り再度診断を受けることができます。なお、本補助金の対象となる事業で創業サポート総合制度を利用する事業者は、中小企業診断士の診断を省略します。</p> <p>イ 一般社団法人前橋デザインコミッションによる前橋市アーバンデザイン適合審査を受け、適合と判断されること。</p> <p>(4) 対象区域内での移転や同敷地内・同ビル内への移転ではないもの。ただし、「前橋市創業センター」やシェアオフィス等から移転する場合は除く。</p> <p>(5) 前橋市アーバンデザイン加速化事業については、以下の条件に該当するもの。</p> <p>ア 開業場所について、賃貸借契約日または契約予定日から過去3年以上空き店舗または店舗面積が100㎡以上の空き店舗であること。</p> <p>イ 開業後は昼間主として営業すること。</p> <p>ウ リノベパートナー、またはリノベパートナー登録制度に</p>

	<p>関する要領第3条に定める要件を満たす事業者が事業に協力していること。</p> <p>エ 本市が定める審査を受け、適合と認められること。</p> <p>2 補助対象経費</p> <p>(1) 店舗等の改装工事に係る費用（内装、外装、空調、給排水設備工事等）</p> <p>(2) 店舗等で使用する耐用年数1年以上で取得価額1品が10万円以上の備品購入費</p> <p>※PC・プリンター（複合機含む）・タブレット・レジ等のデジタル導入に係る備品購入費は、取得価額1品が1万円以上から対象とします。</p> <p>※補助対象とならない経費</p> <p>①補助金申請以前に発生した経費</p> <p>②消費税等の公租公課</p> <p>③事業に必要であると認められない経費</p>																	
<p>交付金額</p>	<p>予算の範囲内で、補助対象経費の2分の1以内（千円未満は切捨て）とし、上限額は下表のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="475 987 1426 1377"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">補助上限額</th> </tr> <tr> <th>昼間主</th> <th>夜間主</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指定通り以外の2階以上及び地下</td> <td>50万円</td> <td>25万円</td> </tr> <tr> <td>指定通り以外の1階又は指定通りの2階以上及び地下</td> <td>80万円</td> <td>40万円</td> </tr> <tr> <td>指定通りの1階</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> <tr> <td>指定通りの1階かつ店舗面積が100㎡以上</td> <td>120万円</td> <td>60万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※デジタル導入に係る備品購入費に対する交付金額は5万円までとします。</p> <p>なお、前橋市アーバンデザイン加速化事業については、上記区分に関わらず、補助上限額を300万円とする。</p>	区分	補助上限額		昼間主	夜間主	指定通り以外の2階以上及び地下	50万円	25万円	指定通り以外の1階又は指定通りの2階以上及び地下	80万円	40万円	指定通りの1階	100万円	50万円	指定通りの1階かつ店舗面積が100㎡以上	120万円	60万円
区分	補助上限額																	
	昼間主	夜間主																
指定通り以外の2階以上及び地下	50万円	25万円																
指定通り以外の1階又は指定通りの2階以上及び地下	80万円	40万円																
指定通りの1階	100万円	50万円																
指定通りの1階かつ店舗面積が100㎡以上	120万円	60万円																
<p>交付条件</p>	<p>1 補助事業者は、発注する業者の選定にあたっては、市内業者（前橋市内に本社・支社等を有する者）を対象とする。</p> <p>ただし、次のいずれかに該当する場合は、市外の業者も対象とすることができます。</p> <p>(1) 市内業者では施工できない工事等の発注</p> <p>(2) 市内業者では取り扱いのない備品等の発注</p> <p>発注する事業者が市外業者の場合は交付申請時に理由書（様式第8号）を提出してください。</p> <p>2 中小企業診断士の診断を受けた補助事業者は、定期診断を受けることを条件とします。</p>																	

		<p>3 補助事業者は、補助事業の遂行に関する説明及び実地調査に応じることを求められた場合は、これに応じなければなりません。</p> <p>4 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした書類、帳簿等を常備し、事業終了後5年間保存し、提出を求められた場合は、これに応じなければなりません。</p> <p>5 補助事業者は、前橋市補助金等交付規則（平成10年前橋市規則第34号）、この交付要項及び交付決定通知に付された交付条件を遵守し、事業を行わなければなりません。</p> <p>6 補助事業者又は補助事業者の団体の役員等は、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいいます。）、暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいいます。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者に該当しないものとします。</p> <p>7 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を市長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはなりません。ただし、補助事業者が補助金の全部に相当する金額を市に返還した場合並びに補助金の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して市長が定める期間を経過した場合は、この限りではありません。</p>
<p>交付申請の方法、時期等</p> <p>交付手続き等</p>		<p>1 受付期間 令和5年4月1日から令和6年2月29日までの間で補助事業を開始する前に、次の書類を提出してください。ただし、予算額に達した場合は受付を締め切ります。なお、押印は省略することが可能です。また、押印を省略した場合は、電子メールによる提出も可能（実績報告、請求も含む。）です。</p> <p>2 提出書類</p> <p>(1) 交付申請書</p> <p>(2) 添付書類</p> <p>ア 事業計画書</p> <p>イ 収支予算書</p> <p>ウ 収支計画書</p> <p>エ 資金計画書</p> <p>オ 申請者本人の身分証明書及び履歴書又は申請する法人の全部事項証明書（登記簿謄本）</p> <p>カ 同意書兼誓約書</p> <p>キ 出店場所（住所）が分かる資料</p> <p>ク 営業内容が分かる資料（事業計画書、メニュー等）</p>

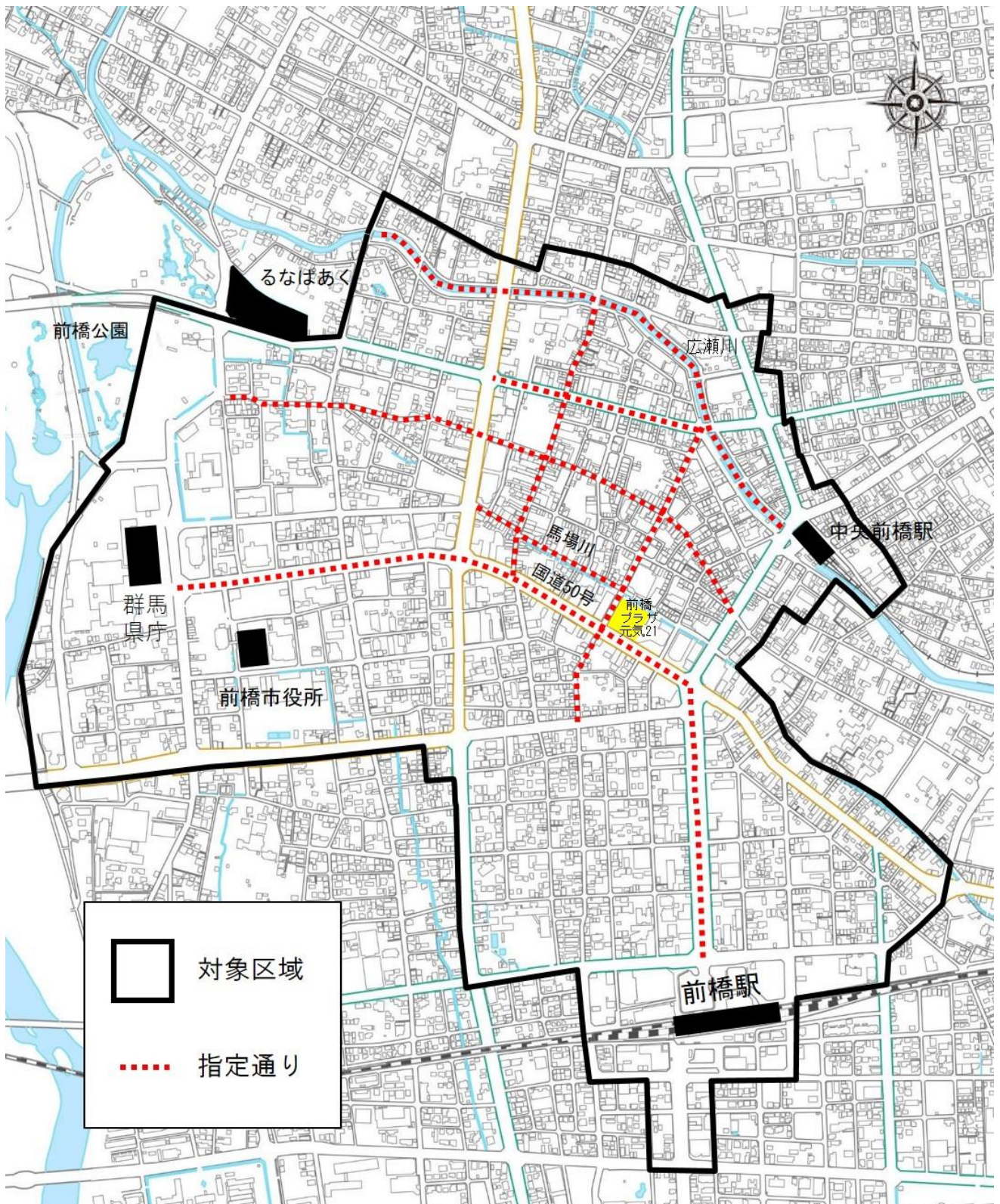
	<p>ケ 対象経費の見積書</p> <p>コ 設計図書等（配置図、平面図、立面図等）</p> <p>サ 工事前写真（施工前の店舗等の写真）</p> <p>シ 備品の詳細が分かる資料</p> <p>ス その他参考となる書類</p> <p>(3) 中小企業診断士の診断・助言申請書</p> <p>(4) 前橋市アーバンデザイン適合審査・助言申請書</p> <p>(5) 前橋市まちなか開業支援補助金交付額加算申請書兼審査申込書</p> <p>※(3)、(4)は、指定通りに面する1階の店舗等で事業を行う場合に提出してください。</p> <p>※(5)は、前橋市アーバンデザイン加速化事業として申請する場合に提出してください。</p> <p>【注】押印を省略した場合は、書類の真正性を担保するため、必要に応じ、電話等で確認を行う場合があります。</p>
交付決定の時期等	<p>1 交付申請書の審査及び現地調査等により、補助金の交付の可否、金額、条件等を決定し、通知します。</p> <p>2 補助金の交付可否決定前に事業を開始する場合は、補助金交付可否決定前の事業開始に関する同意書（様式第7号）を提出してください。</p>
請求の方法、支払時期等	<p>1 開業後、実績報告書を提出し、補助金額が確定した後、補助金交付請求書を提出してください。</p> <p>2 上記請求後の内容を審査し、受理した日から30日以内に支払います。</p>
対象事業等が、変更、中止又は廃止となった場合の手続	<p>補助事業者は、補助事業について、次の各項目に該当する変更があった場合、速やかに変更等承認申請書を提出してください。補助事業の内容を変更又は中止しようとする場合は、変更等の手続が必要となります。</p> <p>1 補助対象経費の減額※ 補助対象経費が30パーセント以上減額する場合</p> <p>2 代表者等の変更 代表者及び所在地等が変更する場合</p> <p>※補助対象経費が増額する場合は、軽微な変更とし、変更等承認申請書の提出は不要となりますが、交付決定額の増額は行いません。</p>
変更等承認決定の時期	<p>変更等承認申請書を受理した日から30日以内に、承認の可否を決定し、通知します。</p>

<p>等</p> <p>実績報告書の提出、期間等</p>	<p>1 報告期間 対象店舗の開業後30日以内又は令和6年3月31日のいずれか早い日までに、次の書類により報告してください。開業後30日以内に改装工事や備品の支払が完了できない場合は、事業報告期間延伸に関する申請書(様式第12号)により報告する必要がある、承認を得る必要があります。ただし、延伸できる期間は令和6年3月31日までとなります。</p> <p>2 提出書類 (1) 実績報告書 (2) 添付書類 ア 事業報告書 イ 収支決算書 ウ 補助事業に係る領収書の写し、又はその他支出を称すると認める書類の写し(振込明細書等) エ 工事後写真(施工後の店舗等の写真) オ 購入備品の写真 カ 開業物件の権利関係の分かる書類の写し キ 資格、許可等の写し ク その他参考となる書類</p> <p>3 上記により提出された書類等の審査及び現地調査を行い、補助金額を確定し、通知します。</p>
<p>交付決定の取消し又は補助金の返還</p>	<p>1 次の場合は、補助金の交付決定の全部又は一部が取り消されます。 (1) 偽りその他不正な手段により交付決定又は交付を受けた場合 (2) この要項、交付決定の内容及びこれに付した条件に違反した場合 (3) 変更承認通知を受けずに営業内容、業態等を著しく変更した場合 (4) 交付決定後、令和6年3月31日までに開業しない場合 (5) 事業報告期間延伸に関する申請書に記載し、承認を受けた実績報告書提出予定日までに、実績報告書の提出ができない場合</p> <p>2 次の場合は、指定された期限までに、補助金を返還しなければなりません。 (1) 補助金の交付を受けた後、補助金の交付決定を取り消された場合、取消しに係る部分の金額 (2) 交付を受けた補助金額が、交付の対象となる事業及び経費の実績額に基づき積算し確定した額を超える場合、超える部</p>

		分の金額
様式	申請書等の様式	1 交付申請書 (様式第 1 号)
		2 事業計画書 (様式第 2 号)
		3 収支予算書 (様式第 3 号)
		4 収支計画書 (様式第 4 号)
		5 資金計画書 (様式第 5 号)
		6 同意書兼誓約書 (様式第 6 号)
		7 交付可否決定前の事業開始に関する同意書 (様式第 7 号)
		8 理由書 (様式第 8 号)
		9 交付決定通知書 (様式第 9 号)
		10 変更等承認申請書 (様式第 10 号)
		11 変更等承認通知書 (様式第 11 号)
		12 事業報告期間延伸に関する申請書 (様式第 12 号)
		13 事業報告期間延伸に関する承認通知書 (様式第 13 号)
		14 実績報告書 (様式第 14 号)
		15 事業報告書 (様式第 15 号)
		16 収支決算書 (様式第 16 号)
		17 補助金額確定通知書 (様式第 17 号)
		18 補助金交付請求書 (様式第 18 号)
		19 まちなか開業支援補助金に係る診断・助言申請書 (様式第 2 - 1 号)
		20 前橋市アーバンデザイン適合審査・助言申請書 (様式第 3 - 1 号)
		21 アーバンデザイン適合申告書 (様式第 3 - 2 号)



別図 令和5年度 前橋市まちなか開業支援事業  
対象区域及び指定通り



※境界線の外側に接する店舗等についても対象区域に含めます。



別表 対象外業種

業種	摘要
農業	<p>次の業種を除く。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 荒茶、仕上茶の製造業</li> <li>・ もやし栽培農業</li> <li>・ 蚕種製造業製造</li> <li>・ 蚕種製造請負業</li> <li>・ 菌床栽培方式きのこ生産業</li> <li>・ かいわれ大根製造業</li> <li>・ 人工ふ卵設備を有する鶏卵ふ化業及びふ卵業</li> <li>・ 家畜貸付業、園芸サービス業、蹄鉄修理業</li> </ul> <p style="text-align: right;">加工設備を有する ものに限る</p>
林業	<p>次の業種を除く。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 素材生産業及び素材生産サービス業</li> <li>・ 製造加工設備を有する製薪炭業、薪請負製造業、炭焼請負業及び炭賃焼業</li> </ul>
狩猟業	全業種
漁業	全業種
水産養殖業	加工まで一貫して行う真珠養殖業を除く。
金融業、保険業	保健媒介代理業及び保険サービス業を除く。
飲食業のうち右の該当するもの	風営法第32条の深夜における飲食店の規制の適用を受けているもののうち、特に高級なもの。
娯楽業のうち右に該当するもの	競輪・競馬等の競走場、競技団、パチンコホール、ビンゴゲーム場、射的場、スロットマシン場、芸ぎ業（置屋及び検番を除く。）、競輪・競馬等予想業、場外馬券売場、場外車券売場、芸ぎ周旋業
サービス業のうち右に該当するもの	興信所のうち身元調査等個人のプライバシーにかかわる調査を主に行うもの、易断所、観相業、取立業（公共料金又はこれに準ずるものに関する集金・取立業を除く。）
学校	学校法人が経営するもの。
宗教、政治・経済・文化団体、LLP（有限責任事業組合）	